

あま市告示第36号

あま市認知症カフェ運営補助金交付要綱を別紙のとおり定める。

平成31年3月26日

あま市長 村上浩司

## あま市認知症カフェ運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の者及びその家族が住み慣れた地域で暮らしていくために、これらの者、地域住民等が互いに交流し、認知症についての理解を深めること等を目的として行う認知症カフェ事業（以下「事業」という。）を実施する事業者に対するあま市認知症カフェ運営補助金（以下「補助金」という。）に関し、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 認知症カフェは、認知症の者及びその家族、地域住民等が気軽に集い、互いに交流し、認知症の早期発見や早期対応につなげ、地域の認知症の理解を促進することなどを目的として、第4条に規定する団体によって自主的に運営される事業をいう。

(事業内容)

第3条 事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 認知症の者及びその家族が気軽に集い安心して過ごせる場所の提供
- (2) 認知症の者及びその家族の相談に対する適切な支援
- (3) 地域住民が認知症の者及びその家族と出会う場所の提供
- (4) 地域住民への認知症や認知症ケアに関する知識の提供
- (5) 介護者同士などが気軽に交流できる場所の提供

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体は、市内で認知症カフェを開催する団体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 2か月につき1回以上かつ1回につき2時間以上開催すること。
- (2) 認知症に係る専門知識を有する者として、次に掲げるものを1人以上配置すること。

ア 医師

イ 保健師

ウ 看護師

エ 社会福祉士

オ 精神保健福祉士

カ 認知症地域支援推進員

キ 認知症キャラバンメイト等認知症に関する知識を有する者

ク その他市長が必要と認める者

(暴力団等の排除)

第5条 認知症カフェを開催する事業者（以下「事業者」という。）は、その事業の運営について、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）の支配を受けてはな

らない。

2 事業者は、その役員又は従業者が暴力団員等であってはならない。

(補助金の額)

第6条 補助金は予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助金の額は、認知症カフェの開催1回につき1,000円とし、1月につき4,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あま市認知症カフェ運営補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、あま市認知症カフェ運営補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付を決定するものとする。

(変更申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定により通知を受けた後において補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ、あま市認知症カフェ運営補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更承認)

第10条 市長は、前条の申請書を受理し、その変更を相当と認めるときは、あま市認知症カフェ運営補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業の報告等)

第11条 補助事業者は、事業の適正な運営を確保するため、毎月10日までに前月分の記録を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い期日までに、あま市認知症カフェ運営補助金事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、あま市認知症カフェ運営補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の確定通知書を受領後、あま市認知症カフェ運営補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他当該補助事業の実施の経過を明らかにする必要な書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。